

大城ひかるのベトナム

通信

-12-

シンチャオ
(Xin chào)
おきなわ



隔週で実施される実習生の入学式で日本について話す筆者。この日は140人が入学した（同僚撮影）

コロナがベトナム社会に暗い影を落としていた2021年1月、日本事務所からうれしい知らせが届きました。実習生として北海道のJAに派遣されていた、わが校の元学生が大学院に合格したというのです。それまでも日本語能力試験のN1やN2に合格した、ス

ピーチコンテストで入賞した、地域ボランティアに参加して感謝状をもらった等々、卒業生の日本での活躍を耳にすることはありました。大学院進学というケースは初めてでした。かつての教子の快拳を語るベトナム人同僚の喜ぶような誇らしげな様子を見て、「教師冥利に尽きる」とは、こういうことかと思つたものです。

学生は「ゴートゥー タオさん」というダックラック省出身の30歳の女性です。ホーチミン食品工業大学に通っていたころ、市場で安い野菜を買って食べ、吐き気やめまいを起こした経験から「食の安全」に関心を持ちました。実習生として日本へ

日本の経験が人生の宝物に

行こうと決めたのは、その経験をきつかけに日本の農業を学びたいと考えたからだそうです。大学院では農業による汚染土壌の改善方法を研究しているといいます。確かにベトナムでは冷蔵庫の中でいつまでも腐らない野菜がたまにあり、農業ではないかと私はひそかに考えています。

大学卒業後、タオさんは私たちの日本語学校で約1年勉強し、2017年、24歳の時に日本へ行きました。勤務先のJAでは畑作業や野菜の選別作業をしていたそうです。

日本は在留資格が細かく定められており、実習生の場合、1年目は「技能実習1号」、2〜3年

目は「技能実習2号」となります。3年で帰国する人が多いのですが、技能の熟達度により延長も可能で、4〜5年目は「技能実習3号」となります。

このほか、農業、漁業、建設、介護、外食産業といった人手不足が著しい12の産業分野には「特定技能」という新しい在留資格があり、試験に合格すれば実習した業種とは異なった分野に就職することも可能です。実際、タオさんと一緒にJAで働いていた4人のうち2人は介護に切り替え、現在は北海道の介護施設で働いているそうです。そして大学院生となったタオさんの在留資格は「留学生」に変わりました。

母国へ帰った実習生がどうなったか、あまり知られていないかもしれませんが、日系企業の管理職、工場の品質管理、食品バイヤーなど元実習生

の活躍例は数え切れません。同僚教師にも元実習生は多く、日本での楽しかった生活を話してくれます。彼らが日本で見ただけの働き方や仕事に対する考え方、日本レベルの品質管理、納期やコスト、顧客満足度意識、ルールの遵守、社内の人間関係の作り方、地域住民との交流・・・このすべてが彼らの人生の宝物であり、ベトナムでは得られないものばかり。日本で働きながら力をつけ、日本や母国で自己実現できるなら、これは日本にとって立派な国際貢献ではないでしょうか。在留資格からも分かる通り、意欲と能力のある外国人には門戸が開かれています。これを知り、私は日本という国がとても誇らしくなりました。

（3月1日号の「大城ひかるのベトナム通信」は休載します。）